

# 新型コロナウイルス支援、救済、 および経済的安全保障法 (CARES 法)の会計処理

## 目次:

CECLに関する任意適用の救済措置(2021年1月更新).....	2
貸付金の契約変更(2021年1月更新).....	3
市場金利を下回る金利のローン.....	5
法人所得税.....	6
補助金および従業員の雇用継続に関する税額控除(2021年1月更新).....	14
給与保護プログラム.....	16
開示.....	19

## 要点

2020年3月27日、「新型コロナウイルス支援、救済、および経済的安全保障法」(CARES法)が成立しました。同法は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)のパンデミック(世界的な大流行)による市場のボラティリティ性や不安定性に対応したもので、特に融資、補助金および税法改正などの救済措置の形で、個人や企業を支援する条項が含まれています。

2020年12月27日、9000億ドルの追加支援となる景気刺激策が承認され、既存の条項の拡大または修正、およびいくつかの新条項の追加が行われました。また、この資金の配分は2021年度統合歳出法の一部を構成するものです。

本資料は、米連邦政府によるこの景気刺激策の当初および改正後の内容が会計処理および開示に与える影響についての質問への回答を示したものです。本資料では、一部の会計基準についての救済措置、税法の改正、市場金利を下回るローン、企業に対する政府援助の提供を本質とするその他のプログラムを取り上げています。

本資料は、2020年4月に公表し、2020年7月10日まで更新していました。それ以降に大幅に変更した質問は、更新した旨を記載しています。質問番号も、セクション別に並べ更新しています。

本資料は、[In depth US2020-02](#)「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)および市場のボラティリティの会計処理」(和訳は[こちら](#))および CARES 法に関する[ポッドキャスト](#)(英語)を含む、PwC が提供する[その他の COVID-19 関連リソース](#)と併せてお読みください。

## 現在予想信用損失(CECL)に関する任意の適用延期

CARES法第4014条には、会計基準アップデート(ASU)2016-13「金融商品—信用損失(Topic326)」の発効日に関する任意の延期を一部の企業に認める救済措置が含まれています。ASU2016-03には、信用損失引当金の見積りに関する現在予想信用損失(CECL)の手法が含まれています。なお、CARES法第4014条は2020年12月27日に改正されました。

### 質問 1.1

どのような企業がこの任意の延期を適用できますか。

#### PwCの回答

ASU2016-13の一時的な任意の延期は、付保預金取扱機関、銀行持株会社およびその関係会社に適用されます。SEC登録企業は、法的決定であるCARES法に規定された要件を満たす場合にのみ、この任意の延期を適用できます。

CARES法を米国会計基準とすることについて、米国証券取引委員会(SEC)の主任会計官室(OCA)は、適用要件を満たす企業がCARES法の救済措置を利用できる期間中にCECL基準の発効日を延期することは米国会計基準に準拠しているという結論にSECスタッフは異議を唱えないと述べる**声明**を公表しました。

CARES法第4013条および第4014条における狭い範囲の限定的な救済措置の任意の適用が米国会計基準に準拠しているとみなされると財務諸表作成者が結論づけるのはどのような場合かについて、OCAは、財務諸表作成者や監査人から質問を受けました。企業がCARES法の第4013条または第4014条のいずれかの要件を満たしており、その適用を選択した場合、そのような選択が可能な期間においては米国会計基準に準拠しているという結論に、SECスタッフは異議を唱えないでしょう。

SEC主任会計官 セーガー・テオティア

COVID-19による重大な影響を考慮した質の高い財務報告の重要性に関する声明

(2020年4月3日)

SEC登録企業が適用延期を選択する場合、SEC職員会計公報(SAB)第74号で要求されているように、基準の予想される影響を開示し、流動性および資本財源のセクションなどの経営者による説明と分析(MD&A)の開示に与える影響を検討する必要があります。

### 質問 1.2 (2021年1月更新)

ASU2016-13の一時的な任意の救済はいつ適用され、いつ終了しますか。

#### PwCの回答

CARES法によれば、救済期間は2020年3月27日に始まり、(1)付保預金取扱機関、銀行持株会社またはその関連会社の、COVID-19に関連する国家緊急事態の終了後に開始する事業年度の初日と(2)2022年1月1日のいずれか早い方で終了します。

### 質問 1.3

CARES法に記載されている企業以外の企業は、ASU2016-13の任意の適用延期を利用できますか。

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします。

---

### PwCの回答

ASU2016-13の適用延期は、CARES法に規定された種類の企業のみ適用されます。PwCは、第4014条に定義されている要件を満たさないSEC登録企業による延期の救済措置の適用に、SECスタッフは反対することになると理解しています。

#### 追加的リソース

- CECLに関する基準の発効日と移行措置についての詳細は、PwC会計ガイド「[Loans and Investments](#)」(英語のみ)のChapter 13をご参照ください。
- COVID-19がCECLに及ぼす影響についての詳細は、PwCポッドキャスト「[COVID-19, CECL consideration questions, answered](#)」(英語のみ)をご視聴ください。

## 貸付金の条件変更

CARES法第4013条は、COVID-19を理由とする特定の短期的な条件変更については不良債権のリストラクチャリング(TDR)としての会計処理を免除する救済措置を規定しています。なお、CARES法第4013条は2020年12月27日に改正されました。

---

### 質問 2.1

TDRに関する救済措置の内容はどのようなものですか。また、この救済措置は米国会計基準といえますか。

---

### PwCの回答

CARES法は、本来ならばTDRであるCOVID-19に関連する貸付金の条件変更について、ASC310-40の会計処理の要求事項を一時停止する選択肢を金融機関に提供しています。2021年度統合歳出法では、この金融機関には「保険会社」が含まれることが明記されています。同法の規定では、貸付金が適格であるために、貸付金の条件変更が以下でなければならないとしています。

1. COVID-19に関連している
2. 2020年3月1日から次のいずれか早い方までの期間に条件変更が行われている
  - a. COVID-19に関連する国家緊急事態の終了日から60日の間
  - b. 2022年1月1日
3. 2019年12月31日時点で支払期限が30日を超過していない貸付金について実施

CARES法を米国会計基準とすることについて、OCAは、TDRの救済措置が利用可能な期間中、当該救済措置が米国会計基準に準拠しているというSEC登録企業の結論に対して、SECスタッフは異議を唱えないという**声明**を公表しました。

CARES法第4013条および第4014条における狭い範囲の限定的な救済措置の任意の適用が米国会計基準に準拠しているとみなされると財務諸表作成者が結論づけるのはどのような場合かについて、OCAは、財務諸表作成者や監査人から質問を受けました。企業がCARES法の第4013条または第4014条のいずれかの要件を満たしており、その適用を選択した場合、そのような選択が可能な期間において米国会計基準に準拠しているという結論に、SECスタッフは異議を唱えないでしょう。

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします。

(2020年4月3日)

さらに、米国の銀行監督当局は、FASBとの協議の上、米国会計基準のTDRガイダンスについての解釈を示し、企業が(1) CARES法に基づく救済を適用しないことを選択する場合、または(2) CARES法に基づく救済の要件を満たさない場合に適用される可能性のある、関連機関の共同声明を3月22日および4月7日に公表しました。この声明は、借手が、TDRの要件の1つである、財政的困難に陥っているかどうかについての解釈を示しています。また、以下の場合、貸手は、借手が財政的困難に陥っていなかったと仮定することができますと述べています。

1. 条件変更は、COVID-19の国家緊急事態に対応している。
2. 借手は、条件変更プログラムの実施時も支払いを続けている。
3. 条件変更は、短期(例えば、6ヶ月未満)である。

2020年12月1日に開催された、銀行および貯蓄機関に関する米国公認会計士協会(AICPA)全国会議において、米国の銀行監督当局は、パンデミックの継続的な影響を考慮すると、貸付金の条件変更も引き続き生じると指摘しました。その結果、借手が財政的困難に陥っているかどうかの評価においては、広範囲の条件変更プログラムの実施時点ではなく、条件変更時点での借手の支払状況を考慮することがより適切であるとの見解が示されました。

また銀行監督当局の共同声明は、COVID-19に関連して政府が強制する条件変更または繰延プログラムは、会計基準コード化体系(ASC)310-40の範囲に含まれないという解釈を示しています。

---

## 質問 2.2 (2021年1月更新)

どのような企業がCARES法第4013条を適用でき、どのような種類の条件変更が一時的な任意の救済の対象となりますか。

---

### PwCの回答

TDRガイダンスの一時停止の選択の規定は、金融機関にのみ適用されます(2020年12月、保険会社が金融機関に含まれることが明確化されました)。SEC登録企業が金融機関に該当する場合にのみこの規定の適用要件が満たされますが、金融機関に該当するかどうかは法的判断が必要となります。

CARES法の規定は、貸付金への適用可能性を定めています。

- (a) 貸付の条件変更に応用可能であるが、返済猶予、金利の条件変更、返済計画、元利払いの繰延べまたは遅延となる他の類似の取決めで、2019年12月31日時点で支払期限の超過が30日を超えない貸付に関する適用可能な期間に生じたものに限る。
- (b) 2019年の新型コロナウイルス感染症(COVID-19)のパンデミックに関連しない借手の信用に対する不利な影響には適用されない。

また、第4013条は、この規定の適用には、2020年3月1日に開始し、2022年1月1日か2020年3月13日に大統領が宣言したCOVID-19の流行に関する国家非常事態が終了する日の60日後のいずれか早い方に終了する該当期間の間に、貸付金の条件変更が行われていなければならない、と規定しています。

貸付金の条件変更がCARES法の要件を満たすかどうかの判定において疑問が生じた場合には、企業は法律顧問の助言を求めるべきとPwCは考えています。

---

## 質問 2.3

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします。

CARES法第4013条に規定されている一時的な任意の救済を適用する(または適用しない)金融機関の選択は、全社的に行われるべきですか。

#### PwCの回答

2020年4月公表のウェブキャストにおいて、米国の銀行監督当局のスタッフは、企業は、全社的、商品またはポートフォリオ別、あるいは貸付金ごとにCARES法第4013条を適用できると述べました。企業は、どの貸付金に一時的な救済措置が適用されたのか、どの貸付金に適用されなかったのか、そしてその選択の会計処理における影響について、財務諸表の利用者が理解するのに十分な詳細さをもって、CARES法第4013条の適用の根拠を開示する必要があります。

#### 質問 2.4

どのような企業が、米国の各機関の共同声明で概略されているTDRガイダンスに関する銀行監督当局の解釈指針を適用できますか。

#### PwCの回答

各機関の共同声明は、FASBと協議の上で策定されたものであり、貸付金の条件変更によってTDRが生じたか否かを評価する上でのUS GAAPの解釈指針の概要を示すものです。PwCは、銀行監督当局の監督の対象でない企業であっても、各機関の共同声明における解釈指針を適用することができると考えています。しかし、PwCは、金融機関以外の企業は、銀行監督当局が公表したガイダンスを米国会計基準の解釈指針として適用することを要求されていないと考えています。すなわち、その他の適用可能な解釈指針を適用することができると考えています。

#### 追加的リソース

- TDRを含むローンの借換えについての詳細は、PwC会計ガイド「[Loans and Investments](#)」Chapter 10(英語のみ)をご参照ください。

## 市場金利を下回る金利のローン

CARES法には、適格な事業者に対する特定のローン金利に上限を設ける条項など、ローンに関する多数の施策が含まれています。特定の債務者については、ローンが市場金利を下回る金利となる場合があります。

#### 質問 3.1

政府からの市場金利を下回る金利のローンについて、利息の帰属計算は必要ですか。

#### PwCの回答

ASC835-30「利息の帰属計算」は、市場条件とは異なる契約条件で資金調達を行った場合における利息の帰属に関するガイダンスを提供するものです。ただし、ASC835-30-15-3(e)は、「政府機関によって定められた課税関係や法的規制(例えば、産業振興債、税額控除債務、政府保証付債務、法人所得税の納税)の影響を受ける取引」はこのガイダンスの範囲から除外されています。そのため、企業は、政府からの市場金利を下回る金利のローンに係る利息の帰属計算を行う必要はないと考えられます。

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします。

## 法人所得税

米国会計基準では、税法改正の影響は、法律の制定日（CARES法の場合は2020年3月27日）を含む期間において、継続事業に関連する法人所得税費用の構成要素として個別に計上されます。CARES法に含まれる多数の項目は、繰延税金、評価性引当金、貸借対照表上の分類の変更などの税金の会計処理に関係します。CARES法に起因する様々な変更と、税金費用全体に影響を与えるその他の間接的な影響との間に相互関連性がある可能性があるため、これらの項目を単独で評価すべきではありません。

### 繰越欠損金

2017年の税制改革法（Tax Cuts and Jobs Act）は、連邦税法上の繰越欠損金に関連する規則を変更し、2017年より後に発生した繰越欠損金は繰り戻し不能で、将来年度における控除額を課税所得の80%に制限しました。

CARES法は、2018年、2019年または2020年に開始する課税年度に発生した連邦税法上の繰越欠損金の5年間の繰り戻しを認め、2021年1月1日より前に開始する課税年度における控除額の上限を課税所得の80%とする制限を撤廃します（すなわち、最も早い繰戻年度から開始し2021年1月1日より前に開始する最後の課税年度で終了する「一時的な期間（temporary window）」における課税所得に対して、税務上の繰越欠損金を完全に相殺することを認めています）。「税制改革の強制みなし配当課税（toll charge）」による課税所得を含む年度に繰越欠損金を繰り戻すことによって生み出される超過納税額は、即座に還付されるのではなく、本来であれば将来の期間に分割納付される金額から減額することができます。

また、CARES法は、2017年に開始して2018年に終了した課税年度に発生した繰越欠損金を2年間繰り戻すことができるように、2017年税制改革法に遡及的な技術的修正を加えています。

---

#### 質問 4.1

連邦税法上の繰延欠損金に繰り戻しが認められたことによる潜在的な税金の会計処理上の影響にはどのようなものがありますか。

---

#### PwCの回答

繰戻の対象となる過年度の課税所得は、ASC740が繰延税金資産の回収可能性を裏付けるものとして示した4つの課税所得の源泉の1つです。既存の繰越欠損金に係る繰延税金資産を過年度の課税所得との相殺のために繰り戻すことができるのであれば、これらの繰越欠損金に係る評価性引当金は必要なくなる可能性があります。CARES法の結果として、既存の繰越欠損金に係る評価性引当金の取崩しによる税金影響額は、同法が成立した期間において個別に計上する必要があります。

企業は、繰越欠損金を前の期間に繰り戻すことによって生じるすべての影響を考慮すべきです。

2017年税制改革法の結果、連邦税率は35%から21%に変更されました。この税率差異は、税率変更が適用される前の年度に繰り戻されることが予想されるすべての繰越欠損金について考慮する必要があります。この税率差異は、次のようないくつかの方法で、税金費用に影響を与える可能性があります（[設例1](#)を参照）。

- 繰戻が見込まれる過年度（すなわち、2018年および2019年に終了する課税年度）の繰越欠損金に係る繰延税金資産の再測定に関する税金費用のマイナスは、CARES法が制定された期間に個別に計上する必要があります。
- 当年度中の解消が見込まれる既存の一時差異（現在は税率21%で計上）のうち、税率が35%の年度に繰り戻される予定の欠損金の一部を構成するものは、CARES法が制定された期間に個別に35%に再測定する必要があります。
- 当年度中に認識された欠損金に関連する税率差異による税金費用のマイナスは、年間実効税率に

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします。

反映する必要がある。

これらの年度に使用されたその他の税務上の控除項目（例えば、外国税額控除、研究開発費の税額控除など）は、今後は回収可能性の評価が必要となる繰延税金資産として繰り越される可能性があります。さらに、課税所得の変動によって影響を受ける項目（外国源泉の無形資産関連所得（FDII）、グローバル無形資産低課税所得（GILTI）、税源浸食濫用防止税（BEAT）、国内生産活動に関する控除（内国歳入法第199条）、代替ミニマム税（AMT）など）には、その他の間接的な影響が及ぶ可能性があります。これらの項目は、前述した税率差異の金額に影響を与える可能性があります（すなわち、欠損金の繰り戻しにより、35%と21%の間の14%の税率差異を下回る金額の税金費用のマイナスが報告される可能性がある）。

繰越欠損金の控除について課税所得の80%を上限とする制限は、2021年1月1日より前に開始する課税年度に使用される（すなわち控除される）繰越欠損金についてのみ免除されます。税制改革法制定後に発生した欠損金のうち、一時的な期間内で使用されないため繰り越される分については、2017年税制改革法により、課税所得の80%を上限として引き続き使用が制限されます。繰越欠損金に関連する繰延税金資産の回収可能性を検討する際、企業は、一時差異の解消から生じる課税所得が、解消が見込まれる時期によっては100%または80%の課税所得の源泉となるかどうかを考慮する必要があります。なお、留意点として、耐用年数を確定できない資産に関連する将来加算一時差異（例えば「ネイキッドクレジット」と呼ばれる解消時期の確定できない繰延税金負債）は、繰越可能期限のある繰越欠損金を使用するための課税所得の源泉として考慮することはできません。しかしながら、それらは、解消時期の確定できない繰延税金資産が存在する場合には、（課税所得の80%制限の下で）考慮すべき課税所得の源泉となります。

最後に、貸借対照表の表示には、繰越欠損金の使用によって税金負担の軽減が見込まれる時期を反映する必要があります。例えば、繰越欠損金により当年度中に現金による税金の還付があると見込まれる場合には、未収法人所得税が計上されます。しかし、繰越欠損金が税制改革の強制みなし配当課税の発生する年度に繰り戻され、将来の分割納付額の減額しか生じない場合、その影響は、代わりに、強制みなし配当課税の負債残高の減額として計上する必要があります。

## 設例 1

繰越欠損金の繰り戻しに関する税法改正による影響をその期中報告期間に個別に発生した項目として会計処理するか、または年間実効税率（AETR）に反映させるか

12月31日を期末日とする企業が、2020年に発生した税務上の欠損金を、税率が35%だった税制改革前の期間に繰り戻す見込みであると想定します。単純化のため、この例では、前の期間に繰越欠損金を繰り戻すことによる間接的な影響（例えば、繰り戻した年に当初使用されていた税額控除が使用されなくなる）は無視します。企業は各四半期に250ドルの会計上の損失を計上し、当年度の会計上の損失合計を1,000ドルと予測しています。企業は60ドルの不利な永久差異を計上します。企業は、当期における一時差異の純変動により、課税所得が200ドル減少すると見込んでいます。一時差異の変動の内訳は、以下のとおりです。

将来減算一時差異/(将来加算一時差異)	2020年1月1日 (期首)	変動	2020年12月31日 (期末)
一時差異A(全額解消)	\$100	(\$100)	\$ -
一時差異B(一部解消)	(500)	300	(200)
一時差異C(解消なし)	(300)	-	(300)
一時差異D(発生)	-	(400)	(400)
合計	(\$700)	(\$200)	(\$900)

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします。

一時差異Aは当期に全額解消され、一時差異Bは当期に一部解消される見込みです。一時差異C(例えば、すでに全額償却された税務上損金算入可能なれん)は、当期に解消されない見込みです。一時差異Dは、当期中に発生し、その後の年度に解消されます。

#### 年間の税金費用の算定

当期税金費用		繰延税金費用	
会計上の損失	(\$1,000)	2020年1月1日現在の繰延資産・負債の純額	(\$700)
永久差異	60	x 21%	(147)
一時差異の純変動	(200)		
税務上の欠損金	(1,140)	2020年12月31日現在の繰延税金資産・負債の純額	(\$900)
税率	35%	x 21%	(189)
<b>当期税金費用</b>	<b>(\$399)</b>	<b>繰延税金費用</b>	<b>\$42</b>

税金費用の合計は -357ドル(399ドルの費用のマイナス + 42ドルの費用)です。

#### 当期に解消される期首の繰延税金資産・負債の再測定による個別の影響額の算定

一時差異の解消	21%で測定 (A)	35%で測定 (B)	個別の影響額 (A)-(B)
一時差異A—(\$100)解消	\$21	\$35	(\$14)
一時差異B—\$300解消	(63)	(105)	42
<b>合計</b>	<b>(\$42)</b>	<b>(\$70)</b>	<b>\$28</b>

なお、一時差異Cは、当期中は税金計算上の影響がない(すなわち、期首・期末ともに税率21%である)ため、上記の計算には含めていません。一時差異Dは、当期に発生しているため翌期の税金に反映されることから、上記の計算には含めていません。

#### 期中報告期間の税金費用の算定

	年間実効税率 (AETR)
年間の税引前損失の見積り額	(\$1,000)
年間の永久差異の見積り額	60
年間の税引前損失 + 永久差異合計	(940)
当期損失に係る税率	35%
当期損失に係る税金費用のマイナス	(329)
AETRの影響—一時差異の発生 <sup>1</sup>	(56)
年間の法人所得税費用マイナスの見積り額	(385)
見積りAETR	<b>38.5%</b>

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします。



<sup>1</sup> 当期に発生する一時差異Dは、税金費用の計算上は永久差異となり、AETRに影響します。なぜなら、当期税金費用への影響は35%の繰戻期間における税率で計上されますが、一時差異が解消すると繰延税金費用に21%の税率で影響するためです。この14%の税率差異に400ドルの当期発生した一時差異の総額を掛け合わせると、56ドルの永久差異となりAETRに影響します。

四半期	損失累計額×AETR	税金費用マイナスの累計額	個別計上の費用累計額	税金費用累計額
Q1	(\$250) x 38.5%	(\$96)	\$28	(\$68)
Q2	(\$500) x 38.5%	(\$193)	\$28	(\$165)
Q3	(\$750) x 38.5%	(\$289)	\$28	(\$261)
Q4	(\$1,000) x 38.5%	(\$385)	\$28	(\$357)

#### 追加的リソース

- 評価性引当金についての詳細は、PwC会計ガイド「[Income taxes](#)」Chapter 5(英語のみ)をご参照ください。
- 期中報告期間における税法改正や税率の変更についての詳細は、PwC会計ガイド「[Income taxes](#)」Section 7.4(英語のみ)をご参照ください。

#### 質問 4.2

繰戻年度において取得取引または処分取引の当事者であった企業が、CARES法の結果として繰越欠損金を繰り戻す場合に考慮すべきことは何ですか。

#### PwCの回答

2017年税制改革法の制定後に実効された取引の当事者は、被取得企業が税制改革以降の年度に発生した欠損金をそれ以前の課税年度に繰り戻すことに関して契約書に規定していなかった可能性があります。ここ数年の間に企業が取得されている場合、被取得企業から発生した繰越欠損金は、被取得企業が現在加入している連結納税グループとは異なる連結納税グループに繰り戻される可能性があります。例えば、取得企業の連結納税グループに100ドルの欠損金が発生し、その欠損金のうち10ドルが被取得企業から発生したと仮定します。取得企業の連結納税グループが、その100ドルの欠損金を、被取得企業が売手の連結納税グループに加入していた年度に繰り戻す場合、売手が被取得企業から発生した10ドルの欠損金に対する還付金を受け取ることになります。次に、取引の当事者は還付金の一部または全額が被取得企業または取得企業に支払われるかどうかを判断しなければなりません。このような取決めにおいて損失のクローバックの可能性への対応が行われていない場合、この状況をどのように取り扱うかについて当事者間で合意を形成する必要があります。

取得企業は、連結納税グループの繰越欠損金の繰り戻しを見送る決定を行うことができます。しかし、上記の状況は繰越欠損金に限定されるものではなく、繰り戻しの見送りは、すべての税務上の控除項目(例えば、研究開発費の税額控除、外国税額控除)について利用可能な選択肢ではありません。たとえ取得後の期間であっても、繰越欠損金を繰り戻すことによって、繰戻年度において当初使用していた税務上の控除項目を「使用しなかったことにする」ことができ、それを取得前の期間に繰り戻すことが必要となる可能性があります。これらの税務上の控除項目についての会計上の考え方は、繰越欠損金の会計処理と類似しているでしょう。

被取得企業が以前の連結納税グループへの繰越欠損金の繰り戻しを選択した場合、被取得企業が以前の税務申告グループに貢献した繰り戻し期間における課税所得に基づいており、税法上で繰り戻しが

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします。

認められている範囲で、繰越欠損金の繰り戻しによる税務上の便益を法人所得税費用を通じて会計処理することが最も適切です。PwCは、これが連結グループ内の企業に法人税を配分するための個別申告のアプローチと整合的であると考えています。反対に、損失を繰り戻し、他のグループ企業の課税所得を相殺する能力から生じる税務上の便益は、個別申告ベースでは得られないことのない便益であるため、通常は、法人所得税費用としては計上されません。同様に、(a)個別申告ベースで決定された税務上の便益と(b)前の税務申告グループから最終的に受け取るまたは受け取ることのできる(例えば、交渉された割引や債権に関する)金額との間のいかなる差額も、法人所得税費用の外で反映すべきです。

上記のガイダンスは、企業が繰り戻し期間中にスピノフされた場合にも適用されることとなります。

#### 追加的リソース

- 期中報告期間における税法改正や税率の変更についての詳細は、PwC会計ガイド「[Income taxes](#)」Section 7.4(英語のみ)をご参照ください。
- 補償契約について詳しくはPwC会計ガイド「[Income taxes](#)」Section 15.8(英語のみ)をご参照ください。
- 税法改正についてのさらなる詳細は、PwC Insight「[Global structuring – CARES Act permits NOL carrybacks, increases interest deduction limitation](#)」(英語のみ)をご参照ください。

## 利息費用の損金算入制限

2017年税制改革法は、さらに、内国歳入法(IRC)第163条(j)項に基づく利息の損金算入制限規則の適用可能性を拡大し、これにより、納税者が損金算入できる支払利息は、当年度の調整課税所得(ATI)の30%に制限されました。損金算入できなかった支払利息は無期限に繰り越すことができます。2019年および2020年に開始する課税年度については、CARES法により損金算入限度額がATIの30%から50%へと引き上げられ、納税者が2020年の限度額の算定に2019年のATIを使用することを選択できるようになりました。一部の納税者は、BEATのような他の条項との第163条(j)項の相互作用を勘案して、2020年度の限度額の算定において引上げ後の限度額を適用するか、2020年の限度額の決定に2019年のATIを使用しないことを選択しようとする可能性があります。

### 質問 4.3

IRC第163条(j)項による支払利息の損金算入制限の変更に関連する潜在的な税金の会計処理上の影響にはどのようなものがありますか。

#### PwCの回答

調整課税所得(ATI)に係る限度額の引上げと、2020年度の限度額の算定に2019年度のATIの利用を選択することによる当年度の税効果は当年度の年間実効税率に反映すべきです。

前年のATIに係る限度額の変動の税効果は、適用法の制定日を含む期中報告期間において個別に会計処理されなければなりません。このような影響には、評価性引当金の変動や、損金算入額の増加に伴う課税所得の変動が与える影響が含まれる可能性があります。例えば、評価性引当金は減少する可能性があります。これは、ATIに係る限度額の引上げにより、2019年からの第163条(j)項に基づく繰越額が減少することになるためです。一方、過年度の税務申告において当初に申告されていた税額控除(例えば、外国税額控除、研究開発税額控除)は、今後は繰り越され、評価性引当金が必要となる可能性があります。

企業はまた、FDII、GILTI、BEATへの影響など、2019年のATIに係る限度額の引上げによるその他の影響も考慮する必要があります。

多くの企業にとっては、その四半期報告期間の終了に近い時点での法制化となり、さらに多くの作業や

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします。

モデル化が行われることになるため、当期中に選択を決定しなければならないのか、それとも延期することができるのかという疑問が生じる可能性があります。経営者は、貸借対照表日時点で把握可能な情報に基づいて、これらの項目をどのように扱うかについての最善の見積りを行い、財務諸表の作成時にこれらの項目を首尾一貫した方法で会計処理する必要があります。

#### 追加的リソース

- 評価性引当金についての詳細は、PwC会計ガイド「[Income taxes](#)」Chapter 5(英語のみをご参照ください)。
- 期中報告期間における税法改正や税率の変更についての詳細は、PwC会計ガイド「[Income taxes](#)」Section 7.4(英語のみ)をご参照ください。

## 代替ミニマム税の還付

代替ミニマム税(AMT)は、2017年の税制改革法の一環で廃止されました。AMTによる過年度の納付額(クレジット)は、還付可能なクレジットとして2021年度までの数年間にわたって繰り越すことができました。CARES法により、企業は、2018年および2019年に開始する課税年度に関連するAMTクレジットについて、より早い時期に還付を受けることができるようになります。

### 質問 4.4

還付可能なAMTクレジットの還付の加速に関連する潜在的な税金の会計処理上の影響にはどのようなものがありますか。

#### PwCの回答

AMTクレジットは、前期の貸借対照表上、債権(流動・非流動分類のある貸借対照表を表示する企業においては流動または非流動に分類した債権)として表示されていたか、繰延税金資産として表示されていた可能性があります。当期の貸借対照表における還付可能なAMTクレジットの表示は、当該クレジットの現金化が見込まれる時期を反映するように更新する必要があります。例えば、12月決算の企業が、2018年度または2019年度に対するAMTクレジットの全額の還付の前倒しを見込んでいる場合、非流動資産における債権または繰延税金資産ではなく、流動資産における債権として表示すべきです。

## 適格改良資産

CARES法は、2017年税制改革法の技術的修正を行い、を適格改良資産(QIP; Qualified Improvement Property)について15年間の回収期間を提供しました。この技術的修正により、QIPは特別償却の対象となり、2017年税制改革法の一部として施行されたかのように適用されます。

### 質問 4.5

QIPの技術的修正に関連する潜在的な税金の会計処理上の影響にはどのようなものがありますか。

#### PwCの回答

QIPの技術的修正が過年度における税務ポジションに与える影響は、CARES法の制定日を含む期中報告期間において個別に計上する必要があります。

本修正は、発生する可能性が発生しない可能性よりも高いかどうかという認識の閾値をこれまで満たし

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします。

ていなかった過年度における税務ポジションの認識が認められる可能性をもたらす新たな情報に相当します。税務ポジションに対して発生した利息またはペナルティに関連するあらゆる変更は、同じ期間に計上する必要があります。さらに、企業は、過年度に関する修正申告書を提出して還付を請求する可能性があり、未収還付税金の計上または未払税金の減少と繰延税金の変更が生じる可能性があります。

企業は、QIPの技術的修正の結果として生じる追加的な損金算入により、税率が35%の年度に繰り戻す繰延欠損金が発生または増加する場合には、税率への潜在的な影響を考慮する必要があります。

#### 追加的リソース

- 税務ポジションの認識および測定についての詳細は、PwC会計ガイド「[Income taxes](#)」Section 15.5 (英語のみ)をご参照ください。

## 範囲

### 質問 4.6

ASC740「法人所得税」の範囲にはどのような形態の政府補助金が含まれますか。

#### PwCの回答

多くの形態の政府による税額控除や税制上の優遇措置が税法に盛り込まれており、税務申告書での請求が可能である一方で、それらはASC740の対象にならない可能性があります。このような税額控除や税制上の優遇措置は、多くの特徴において政府補助金や助成金に似通っています。特定の税額控除または税制上の優遇措置が、税務申告書においてのみ適用可能かつ課税所得がある場合にのみ実現可能である場合、法人所得税の会計処理の適用が必要となります。未払法人所得税や課税所得に関連性がない場合（すなわち、企業が法人所得税に係る債務を有しているか否かにかかわらず、当該債権が現金で回収可能である場合）、この税制上の優遇措置はASC740の外で会計処理されるべきであると考えられます。

例えば、CARES法における従業員の雇用継続に関する税額控除の要件を満たす企業は、COVID-19による危機の期間中に従業員に支払った賃金の50%について還付可能な給与税額控除を受けることになります。この税額控除は賃金に基づいて計算され、事業主の給与税が減額するものであるため、所得に基づく税金とはみなされないため、ASC740外で会計処理する必要があります。補助金として会計処理される可能性が高くなります（[質問5.1](#)を参照）。

#### 追加的リソース

- ASC740の範囲についての詳細は、PwC会計ガイド「[Income taxes](#)」Chapter 1(英語のみ)をご参照ください。

## 給与税

### 質問 4.7

CARES法は、2年を上限として一定の給与税の納付を繰り延べることを雇用主に認めています。この繰延べは、企業の法人所得税費用に影響を与えますか。

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします。

### PwCの回答

CARES法制定前は、給与税は、通常、内国歳入法の「経常項目の例外」の下で会計上費用計上された期間と同じ期間に、税務上も損金算入されていました。しかし、CARES法の結果、企業が給与税の支払いを繰り延べた場合、経常項目の例外がもはや適用されなくなるため、未払給与税は、実際に納付される税務年度まで損金算入されないことになります。

会計上の費用と税務上の損金異なる期間に発生すると見込まれる場合、未払給与税に関連する将来減算一時差異について繰延税金資産を計上する必要があります。なお、税制改革前の年度に当期の繰越欠損金を繰り戻すことを見込んでいる企業については、この一時差異によって年間見積実効税率に対して不利な影響が生じる可能性があります(質問4.1を参照)。

### 追加的リソース

- 期中報告期間における税法改正や税率の変更についての詳細は、PwC会計ガイド「[Income taxes](#)」Section 3.2(英語のみ)をご参照ください。

## 州税

### 質問 4.8

CARES法は州税にどのような影響を与える可能性がありますか。

### PwCの回答

連邦法であるCARES法が州法人所得税に与える可能性のある影響は、州がどのような方法で内国歳入法(IRC)に準拠するか、および州がCARES法によって影響を受ける特定の連邦IRCの条項を採用していないか、または修正しているかによって異なります。

州法人所得税に関する基本的な質問は、州がIRCに準拠するか否か、そしてどのように準拠するかについてです。ある州のIRCの採用方法によって、連邦法の改正が制定された場合に企業の課税所得の計算がどのように適用されるかに直接影響します。

州法人所得税における課税所得の計算を連邦税の課税所得で開始する州は、通常、以下のいずれかの方法で行います。

- 自動準拠(rolling conformity)(すなわち、IRCの変更に自動的に準拠する、または採用する州)

連邦法であるCARES法の州法人所得税への影響は、2020年3月27日の連邦CARES法の制定日を含む期間において会計処理する必要があります。しかし、企業は、自動準拠を採用している州が特定のIRCの条項を採用していないか、または修正しているかを検討すべきです。例えば、いくつかの州は、自動方式でIRCに概ね準拠していますが、CARES法によって修正されたIRC第163条(j)項に基づく支払利息の控除制限を採用していない可能性があります。

- 確定日付準拠(すなわち、確定日付にIRCを明示的に採用する州)

これらの州は、CARES法の制定の結果としてのすべての変更を適用するために、準拠法を制定する必要があります。例えば、2017年税制改革法の制定後にIRCを採用し、特に第163条(j)項を採用していない確定日付準拠の州を考えてみます。所与の年度に控除可能な支払利息の計算において調整後の課税所得の50%まで控除可能限度額を増やすというCARES法は、CARES法制定後のIRCに準拠するよう州法を修正していない限りは効力を有しません。

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします。

連邦CARES法の州法人所得税への影響は、州法の制定日を含む期間まで会計処理をしてはいけません。財務諸表の公表日以前に州法が制定された場合でも、および/または、それ以前の期間に遡及的に適用される場合でも、州法の影響は制定前の期間には会計処理されません。

#### 追加的リソース

- 期中報告期間における税法改正や税率の変更についての詳細は、PwC会計ガイド「[Income taxes](#)」Section 7.2(英語のみ)をご参照ください。
- CARES法が州税に与える影響についての詳細は、「[Insight: State and local tax – State tax implications of phase 3 relief](#)」(英語のみ)をご参照ください。

## 補助金および従業員の雇用継続に関する税額控除

### 質問 5.1

企業は、ASC740に基づいて会計処理されていない政府援助(例えば、補助金、従業員の雇用継続に関する税額控除など)をどのように会計処理すべきですか。

#### PwCの回答

企業による政府援助の会計処理を具体的に取り上げている米国会計基準は存在しません。したがって、政府援助の適切な会計処理を決定することは困難であり、援助の性質とその基礎となる状況の分析によって異なる可能性が高いといえます。

ASC105「一般に公正妥当と認められた会計原則」は、特定の取引について米国会計基準にガイダンスが存在しない場合における意思決定の枠組みを記述しています。具体的には、ASC105-10-05-2は、企業に対し、まずは米国会計基準の中で類似の取引または事象についてのガイダンスがないか探し、そのガイダンスを類推適用するよう指示しています。類似の取引に関するガイダンスが識別されない場合には、企業は、他の情報源からの非公式のガイダンス(例えば、他の基準設定主体によって公表された指針)を考慮することができます。この文脈において、IFRSには、関連性を有する可能性のあるIAS第20号「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」があります。

ASC958-605には補助金の会計処理に関する米国会計基準が記載されており、政府補助金が交換取引か非交換取引かの評価に関するガイダンスも含まれています。2021年度統合歳出法以前に公表されたものですが、PwC米国の[医療セクターのニュースレター](#)(英語のみ)では、引き続き適用可能な原則とガイダンスを提供していますのでご参照ください。ただし、ASC958-605は、政府から企業への資産譲渡をその範囲から除外しています。そのため、企業に提供される政府援助の形態はASC958-605の範囲には含まれませんが、ASC105-10-05-2を類推適用できる可能性があります。

あるいは、企業はIAS第20号を検討する可能性があります。ASC958-605とIAS第20号には、政府補助金の会計処理に関するいくつかの重要な領域において相違点があります。

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします。

	ASC958-605	IAS第20号
条件が存在する場合の認識	条件が実質的に満たされた時点で認識	企業が条件を遵守し、補助金が受領されることの合理的な保証が得られた時点で認識
認識の時期とパターン	補助金が付与された時点で認識 条件付である場合には、条件が実質的に満たされた時点で認識 また、供与者が課した制限があるかどうかを受給者は考慮する必要がある	補助金で補償することを意図している関連費用または損失を企業が認識する期間にわたって規則的に認識 補助金が既に発生した費用または損失を補償する場合には、補助金が受取可能となった時点
補助金収入の表示	補助金収入は総額ベースで表示（補助金収益またはその他の収益）	「その他の収益」として他と区別して表示または関連費用の控除として表示

条件の評価に関して、IAS第20号は「合理的な保証」を定義していませんが、一般的には、ASC450「偶発事象」で用いられる「可能性が高い(probable)」の概念に類似していると考えられています。しかし、ASC958-605は、条件が達成されているかまたは達成される予定であるかを評価する際に、企業が発生可能性や意図を考慮することを認めていません。その代わりに、ASC958-605では、条件が実質的に満たされた場合のみ、補助金収入が認識されることになっています。

## 教育に関する条項

CARES法は、約140億ドルを高等教育機関に提供しており、そのうち約126億ドルは学生の在籍数に基づく算定式を用いて教育機関に配分されます。この算定式に基づいて各教育機関に配分される金額のうち、少なくとも50%は、食費、住宅費、教材費、技術費、医療費、保育費などのコロナウイルスによるキャンパス生活の混乱に関連する費用を補助するために学生に付与されなければなりません。2021年度統合歳出法では、高等教育機関に227億ドルの予算が配分され、その一部は同様の費用を負担する学生に付与されなければなりません。

### 質問 5.2 (2021年1月更新)

高等教育機関は、学生に支給することが義務づけられている受取資金を、どのように会計処理すべきですか。

#### PwCの回答

この資金を受け取った高等教育機関は、資金の受益者を選択することができるため、補助金をASC958-605-55-76に従い拠出金収益として計上すべきであるとPwCは考えます。CARES法による資金の配分について、米国教育省は、各教育機関は「これらの資金の配分方法を決定する独自の仕組みおよび過程を策定することができる。これには、全学生に対して、または特に困窮している学生にのみ、資金を配分することを含む」と述べています。なお、米国教育省は、まだ2021年度統合歳出法に関連する追加ガイダンスを公表していません。

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします。

## 政府援助の認識時期

### 質問 5.3 (2021年1月更新)

2021年度統合歳出法は、さまざまな政府援助プログラムに資金を配分しました。多くは、CARES法によって設立され資金提供されたプログラムの継続となります。しかし、特定の補助金に関する追加情報は2021年に提供される可能性があります。企業は、ASC740「法人所得税」の範囲に含まれない政府援助について、2021年度統合歳出法の制定された期間(2020年12月27日を含む期間)に会計処理すべきですか、それとも特定の補助金に関する情報が提供された期間に会計処理すべきですか。

#### PwCの回答

状況に応じて異なります。一般的に、ASC958-605またはIAS第20号のいずれかに基づいて政府補助金を認識するために、企業は、補助金の金額を見積もることができ、補助金の付帯条件または制限について理解しておく必要があります。2021年度統合歳出法の一部の規定については、たとえ期末後に一定の明確化を行うガイダンスが示された場合であっても、2020年12月27日を含む期間において、政府援助の会計処理を開始するための十分な情報を入手することができた可能性があります。

2020年12月31日現在において十分な情報を知り得ないようなその他の状況であれば、企業はこの政府援助についての会計処理を2021年度まで待つ必要が生じる可能性があります。例えば、2021年度統合歳出法には、高等教育緊急救済資金(Higher Education Emergency Relief Fund、HEERF)への追加配分が含まれています。教育機関がHEERFから2020年に補助金を受け取っている場合でも、2021年度統合歳出法が教育機関が受け取ることでできる金額や、学生への直接援助に支出すべき金額の算定式を変更しているため、PwCは、明確化のためのガイダンスが公表されるまで、この補助金の会計処理を行うべきではないと考えています。

また、2020年度に認識の要件を満たさない補助金を受領した、または受領する予定の企業は、2020年12月31日に終了した期間の財務諸表において後発事象としての開示を検討する必要があります。

## 給与保護プログラム

CARES法によって設けられたプログラムの1つが給与保護プログラム(PPP)です。PPPは、米国中小企業庁(SBA)の貸手(通常は、金融機関)が組成した貸付金で、従業員の継続的雇用を維持するために中小企業にインセンティブを与えるものです。貸付金の全額または一部の返済が免除される場合もあれば、全く免除されない場合もあります。貸付金の全額または一部が免除されない場合には、借手は返済の責任があります。2020年6月にAICPAから公表されたTQAsにおいても、改正前のCARES法に含まれる貸付金の会計処理が取り上げられています。

### 質問 6.1

貸手(すなわち、銀行)は、給与保護プログラムで組成された貸付金を、貸付金として会計処理すべきですか、それとも政府補助金の会計処理を行うべきですか。

#### PwCの回答

この金融商品は、法的には、元本、金利、満期日が定められている貸付金です。銀行は、借手または保証人であるSBAのいずれかから期限の到来した金額を回収します。したがって、銀行はこの取決めに貸付金として会計処理すべきと考えられます。

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします。



---

## 質問 6.2

SBAからの保証は、貸付金に「組み込まれた」ものとみなされますか、それとも「独立した契約」とみなされますか。また、貸付金の信用損失を見積もる際に保証を考慮すべきですか。

---

### PwCの回答

SBAによる保証は、貸付金の開始時およびその存続期間にわたって存在すると考えられます。貸付金に移転された場合、保証もともに移転され、この取決めではSBAの保証のない貸付金の存在は意図されていないとPwCは考えています（債権者が取決めに基づく義務に違反した場合を除く）。

ASU2016-13(CECLモデルを含む)を適用している企業について、保証は、ASC326-20-20で定義されている独立した契約の定義を満たしません。ASC326-20-30-12は、信用損失を見積もる際に、信用損失を軽減する信用補完(独立した契約とみなされるものを除く)を考慮することを求めています。SBAからの保証は「組み込まれた」ものとみなされるため、貸付金の信用損失を見積もる際には保証も考慮する必要があります。

ASU2016-13を適用していない企業についても類似の取扱いとなります。実務上、独立した金融商品でない組込保証は、ASC450またはASC 310に基づく信用損失引当金の算定で通常考慮されるためです。

---

## 質問 6.3

PPPの一環として、貸手はSBAから手数料を受け取ります。貸手は手数料をどのように会計処理すべきですか。

---

### PwCの回答

質問6.2で述べたように、保証は貸付金に「組み込まれた」ものとみなされ、同一の「会計単位」の一部となります。同一の会計単位ですが、この取決めには、(1)銀行、(2)借手、(3)SBA(借手が(a)貸付金の弁済免除の条件を満たしている、または(b)債務不履行のいずれかの場合に支払を求められる当事者)、という複数の契約当事者が関与しています。手数料は、契約当事者の一方から銀行に支払われます。事実上、SBAが、通常は借手が支払う手数料を借手に代わって支払います。

SBAから受け取る手数料は、ASC310-20に基づき、貸付金の組成手数料として会計処理すべきです。その結果、貸付金の全期間(または、企業がASC310-20-35-26からASC310-20-35-32までのガイダンスを適用する要件を満たしており、その適用を選択した場合には、見積期間)にわたって、繰り延べて償却する必要があります。

貸手は、SBAによるクローバックの対象となる手数料またはSBAから受け取っていない手数料に関して、ASC450のガイダンスを考慮する必要があります。ASC450のガイダンスでは、損失を生じさせる事象または状況の発生の可能性が高く、損失額を見積もることができる場合には、偶発損失を計上する必要があります。

---

## 質問 6.4

給与保護プログラム(PPP)の貸付制度に基づく資金の受取人(すなわち、借手)は、この取決めをどのように会計処理すべきですか。

---

### PwCの回答

給与保護プログラムを通じて提供される貸付金は、法的には、米国中小企業庁(SBA)が保証する貸手

(通常は、金融機関)からの貸付金です。そのため借手は、ASC470に従ってこの取決めを会計処理する必要があります。[質問3.1](#)で説明したように、政府が定めた金利に関するASC835-30-15-3(e)の適用範囲の除外により、金利が市場金利を下回っていると判断された場合、借手は、貸付金に係る利息の帰属計算を行う必要はありません。最終的に貸付金の全額または一部が免除される場合、借手は、ASC405-20-40-1に従い、主たる債務者であることから法的に免除された時点で、債務の消滅による利益を計上する必要があります。

企業が、給与保護プログラムの条件に基づき、貸付金の全額または一部が免除されることが合理的に確実である(すなわち、可能性が高い)と結論づける場合、企業は、免除の適格要件を満たす金額は実質的な政府補助金であると結論づけ会計処理することも許容されるとPwCは考えています。2020年12月9日現在の更新後の[FAQ集](#)を含む米国中小企業庁および米国財務省が出したガイダンスを考慮すると、SBAによる免除の承認を得るまでは、多くの企業にとって貸付金の返済免除が合理的に確実であるとの評価は困難となる可能性があるとしてPwCは考えています。例えば、SBAは、借手が貸付金を要請する必要性を証明する正当な根拠を有しているかどうかを含め、プログラムの要件遵守について、貸手(金融機関等)が借手の申請書をSBAに提出した後に、SBAが特定の貸付金の審査を行うことを明らかにしています。企業は、会計上の結論に影響を与える可能性のあるSBAからの今後の情報を注視しておく必要があります。

[質問5.1](#)で述べているように、米国会計基準には政府補助金に関する具体的なガイダンスはありません。しかし、企業は、IFRSのIAS第20号を類推適用することが適切となる可能性があります。IAS第20号は、返済免除条件付の貸付金を政府補助金の1つの形態と捉えています。当該ガイダンスでは、企業は、補助金に関連する適格な費用の発生時点で、免除が合理的に確実である金額について、補助金収入を認識することになります。補助金からの収入は、損益計算書において「その他の収入」などの独立した勘定科目として、または関連費用の減額として表示することができます。

非営利企業が、給与保護プログラムの貸付金は実質的な政府補助金であると結論付けた場合、当該企業は、貸付金をASC958-605に従い、条件付の寄付として会計処理する必要があり、条件が実質的に満たされるまでは補助金収入を認識しません。

借手は、給与保護プログラムの貸付金に関する会計上の取扱いとそれによる財務諸表に及ぼす影響に関して透明性のある開示を行うとともに、該当する場合には、リスク要因および流動性の開示への潜在的な影響について検討する必要があります。

## 開示

### 質問 7.1

CARES法を通じて受け取った政府援助に関連して、企業は財務諸表にどのような開示を含めるべきですか。

#### PwCの回答

現行の米国会計基準には、法人所得税制度を通じた支援についてはASC740、非営利企業についてはASC958-605に規定されている開示項目以外に、政府補助金に関する特定の開示要求事項は含まれていません。しかし、企業は、企業の財務諸表に重要な影響を与えるか否かの可能性のある、CARES法の条項による影響の開示を検討する必要があります。適切と考えられる開示には以下が含まれます。

- 贈与の形態(納税額の返金、現金またはその他の資産の払戻しなど)、援助の大きさ、援助の期間、金利(援助の形態が貸付である場合)、政府への返済を必要とする条項、その他の未履行の引当金または偶発事象など、政府援助の重要な引当金。
- 政府援助を会計処理するために用いられる会計方針(例えば、それが直ちに損益に計上されるか、または一定期間にわたって認識されるのか、どの財務諸表の勘定科目が影響を受け、どこ

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします。

に認識されるのかなど)これは、5月20日のFASB会議における議論と整合している。

© 2021 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.